# 20 日高市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

平成27年12月15日　全員協議会決定
令和８年９月24日　全員協議会改正

１　目的

ソーシャルメディアは、ＳＮＳ、ブログ、動画配信、ライブ配信、ＡＩ生成コンテンツなど多様な形で日常的に利用され、議員の情報発信においても重要な役割を担っています。その一方で、誤情報の拡散、プライバシー侵害、名誉毀損などの問題が発生する可能性があります。

日高市議会は、公的立場としての責任を踏まえ、適切かつ正確な情報発信を行い、安全で健全なメディア運用を図るものとします。また、ＡＩ技術の普及など新たな環境変化にも対応するため、本ガイドラインを定めます。

２　ソーシャルメディアの定義

本ガイドラインにおけるソーシャルメディアとは、インターネットを通じて個人又は団体が情報を発信し、相互に交流する媒体全般を指します。これには、ＳＮＳ、ブログ、動画配信サービス、ライブ配信ツール、ＡＩ生成コンテンツを含む各種オンライン媒体を含みます。

３　適用範囲

本ガイドラインは、日高市議会議員としての身分を有する者に適用します。

特に、議員が個人アカウントを使用していても、議員活動に関する情報を発信する場合は、公的立場として本ガイドラインを遵守するものとします。

４　基本原則

本ガイドラインが適用される者は、次の事項を遵守しなければなりません。

(1) 公の立場であることを自覚し、責任を持って情報発信を行うこと。
(2) 法令及び関連規程を遵守すること。
(3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分配慮すること。
(4) 発信する情報は正確に記述し、誤解を招かないよう十分に留意すること。
(5) 一度公開された情報は完全に削除できない場合があることを理解しておくこと。
(6) 発信した情報により他者を傷つけたり誤解を生じさせた場合は、誠実に対応し、正確な理解が得られるよう努めること。
(7) 攻撃的反応があった場合は冷静に対応し、無用な論争を避けること。
(8) ＡＩ生成コンテンツを利用する場合、その内容の真偽を十分に確認し、誤情報の拡散に注意すること。
(9) 動画配信やライブ配信において、個人情報、非公開情報が映り込まないように

配慮すること。

5　禁止事項

次に掲げる情報は、発信してはいけません。

(1) 他者を侮辱又は誹謗中傷する情報

(2) 人種、思想、信条、居住、職業等の差別又は差別を助長する情報

(3) 違法行為又は違法行為を誘発する情報

(4) 不正確な噂や誤情報を助長する内容

(5) わいせつな情報又はその内容を含むサイトへのリンク

(6) 日高市及び利害関係者の秘密情報

(7) 非公開会議の内容に関する情報

(8) 公序良俗に反する一切の情報

(9) ディープフェイク等の技術を用いた、誤認や混乱を招く加工画像・動画

(10) ＡＩ生成による虚偽情報、真偽不明情報

(11) 特定の企業・個人に対する不当な利益供与とみなされる情報

6　議会の対応

(1) 発信した情報が他者を傷つけたり誤解を生じさせた場合又は禁止事項に該当する情報を誤って発信した場合は、その事実及び経過を議長に速やかに報告するものとします。

(2) 議長は、必要に応じて適切な方法により議会へ報告します。

(3) 重大な情報漏えい、誤情報拡散、不適切投稿等が発生した場合は、再発防止策を策定し、議会内で共有するものとします。

附　則

このガイドラインは、平成27年12月15日から施行します。

附　則

このガイドラインは、令和８年９月24日から施行します。